

令和 2 年度名古屋市教育委員会第 2 号議案

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

1 改正理由・内容

令和 2 年 4 月に国家公務員に係る懲戒処分の指針が一部改正され、「パワー・ハラスメント」に関する標準量定が明確化されたこと及び文部科学省から児童生徒等へのわいせつ行為に係る標準量定の厳罰化の指摘を受け、名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針を次のように改正します。

(1) パワー・ハラスメントに関する標準量定の追加

パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、「停職、減給又は戒告」、パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、「停職又は減給」、パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、「免職、停職又は減給」とします。

(2) 児童生徒等へのわいせつ行為等に関する標準量定の厳罰化

児童生徒等に対し、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢、のぞきその他のわいせつな行為をした職員への標準量定を、「免職、停職、減給又は戒告」から「免職」へと改めます。

2 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日から施行し、同日以降発生した事案に適用します。

3 改正案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部を改正する
取扱方針案

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部を次のように改正する。

第3第1項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（名古屋市教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する規程第2条第3項に規定するパワーハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

第3第6項第2号を次のように改める。

(2) わいせつ行為その他不適切な行為

ア 児童生徒等に対し、性交、性交類似行為、性的な部位への直接の接触、不適切な裸体又は下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、のぞきその他第3第4項第13号に掲げるわいせつな行為等をした職員は、免職とする。

イ アに掲げる行為ではないが、児童生徒等に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

ウ 児童生徒間のいじめ等に間接的に加担し、又は助長した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

附 記

この取扱方針は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に発生した処分事由となる非違行為について適用する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針（抜すい）

改正案	現 行
第 3 標準例 1 一般服務関係 (1)～(14) (略) <u>(15) パワー・ハラスメント</u> <u>ア パワー・ハラスメント（名古屋</u> <u>市教育委員会パワーハラスメ</u> <u>ントの防止等に関する規程第 2</u> <u>条第 3 項に規定するパワーハラ</u> <u>スメントをいう。以下同じ。）</u> <u>を行つたことにより、相手に著</u> <u>しい精神的又は身体的な苦痛を</u> <u>与えた職員は、停職、減給又は</u> <u>戒告とする。</u> <u>イ パワー・ハラスメントを行</u> <u>つたことについて指導、注意</u> <u>等を受けたにもかかわらず、</u> <u>パワー・ハラスメントを繰り返</u> <u>した職員は、停職又は減給</u> <u>とする。</u> <u>ウ パワー・ハラスメントを行</u> <u>つたことにより、相手を強度</u> <u>の心的ストレスの重積による</u> <u>精神疾患に罹患させた職員は</u> <u>、免職、停職又は減給とする</u> <u>。</u> (16) (略)	第 3 標準例 1 一般服務関係 (1)～(14) (略) (15) (略)

2 ～ 5 (略) 6 児童生徒等に対する非違行為関係 (学校職員関係) (1) (略) (2) わいせつ行為その他不適切な行為 ア 児童生徒等に対し、性交、性交類似行為、性的な部位への直接の接触、<u>不適切な裸体又は下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）</u>、<u>のぞきその他第3第4項第13号に掲げるわいせつな行為等</u>をした職員は、免職とする。 イ <u>アに掲げる行為ではないが</u>、児童生徒等に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。 ウ (略)	2 ～ 5 (略) 6 児童生徒等に対する非違行為関係 (学校職員関係) (1) (略) (2) わいせつ行為その他不適切な行為 ア 児童生徒等に対し、性交、性交類似行為、性的な部位への直接の接触又は<u>不適切な裸体若しくは下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）</u>をした職員は、免職とする。 イ <u>児童生徒等に対し、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、痴漢のぞきその他のわいせつな行為をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。</u> ウ <u>ア及びイに掲げる行為ではないが</u>、児童生徒等に対し、心理的な攻撃を加え、又は深刻な苦痛を感じさせるなど不適切な行為をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。 エ (略)
---	---